

「県産水産物消費拡大応援資材作成業務」

企画提案審査要領

令和 5 年 11 月

岩 手 県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「県産水産物消費拡大応援資材作成業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

2 審査会の開催期日及び場所

委員会を開催する期日及び場所については、下記の予定であるが、参加者が確定した後、速やかにプレゼンテーションの順番と併せて最終通知を行うものとします。

- (1) 開催期日（予定） 令和5年12月19日（火）
 - ※ 現在の予定であり、変更する場合は、参加届出者へ別途通知します。
 - ※ プレゼンテーションの開始時間等については、別途通知します。
 - ※ プレゼンテーションの時間は、一者あたり20分（説明10分、質疑応答10分）とします。
- (2) 開催場所 県庁舎（盛岡市）

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 参加者が6者を超える場合には、県が、4の審査項目により一次審査を行い、上位と評価された6者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。
- (3) モデルごとに参加者が6者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。
- (4) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (5) (4)の評点の合計に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけることとし、委員会で合計した順位点の総得点により順位をつけて、県に報告する。

なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価（1位の評価）数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議のうえ、総合順位を決定するものとする。
- (6) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、プレゼンテーションの実施場所及び実施方法等を変更する場合がある。

【採点基準】

	5点の項目	10点の項目
非常に優れている	5	10
優れている	4	8
問題はない（中位点）	3	6
やや問題がある（一部修正が必要）	2	4
問題がある（大幅な修正が必要）	1	2
採用できない	0	0

4 審査項目等

審査項目、審査の観点及び配点は、次のとおりとする。

審査項目	審査観点	配点
1 基本的事項		[10]
目的の理解度及び合致度	ポスター等発行の目的を十分理解し、的確な編集方針であること	5
	業務スケジュールが妥当であること	5
2 企画提案内容		[30]
提案内容の精度	写真・図表等を有効に活用し、見やすいレイアウト・編集・デザインとなっていること	10
	新鮮で安全・安心な美味しい県産水産物の周知が図られる構成となっており、消費者に食べて応援してもらえるような工夫が提案されていること	10
	事業効果を高める独自の企画提案・工夫がされていること	5
	他と比較し、特に評価すべき点や、特に優れた内容が盛り込まれていること	5
3 業務履行能力関係		[10]
業務遂行能力及び見積内容	業務遂行能力を有し、提案内容を確実に履行できる業務実施体系が十分に構築可能と認められること	5
	業務内容及び業務量に応じた費用積算となっていること	5
合 計		50

5 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で通知します。